

## ○筑波大学スポーツアソシエーション規程

〔平成23年6月23日  
法人規程第34号〕  
改正 平成24年法人規程第26号

### 筑波大学スポーツアソシエーション規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する筑波大学スポーツアソシエーション（以下「アソシエーション」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 アソシエーションは、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 筑波大学運動部の振興・強化による国内外トップアスリート・チームの育成とともに、全学的なスポーツレベルの向上を図り、国内外における「筑波大学」のプレゼンス及びブランド力のさらなる向上に寄与する。
- (2) 筑波大学のトップスポーツに係る資源を活かし、スポーツに関する諸科学に留まらず、関連する広範な教育研究分野の活性化に寄与する。
- (3) 筑波大学運動部への活動支援を通じ、学生・教職員のほか広く卒業生・関係者を含む筑波大学としてのアイデンティティ形成に寄与し、一体感を醸成する。
- (4) 筑波大学のスポーツに関する諸科学及び教育・研究資源を活かし、社会貢献事業を通じて活力ある健全な社会形成に寄与する。

#### (事業)

第3条 アソシエーションは、前条に掲げる目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 運動部の強化学業
- (2) アスリート・サポート事業
- (3) アスリート・コーチによる教育研究支援及び健康支援事業
- (4) 広報事業
- (5) 社会貢献事業
- (6) その他本組織の目的達成に必要な事業

#### (組織)

第4条 アソシエーションに、会長を置き、学長をもって充てる。

2 会長は、アソシエーションを統括する。

(運営委員会)

第5条 アソシエーションに運営委員会を置き、重要事項を審議する。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) アソシエーションを担当する副学長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 学生を担当する副学長
- (4) 総務を担当する副学長
- (5) 体育専門学群長
- (6) 体育系長
- (7) 体育センター長
- (8) 体育系から選出された大学教員 3人
- (9) 体育系以外の系から選出された大学教員 3人
- (10) 学長補佐室長
- (11) 広報戦略室長
- (12) 学生生活支援室長
- (13) 教育推進部長
- (14) 学生部長
- (15) その他会長が指名する者 若干人

3 運営委員会に委員長を置き、アソシエーションを担当する副学長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 前条第2項第8号、第9号及び第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(実行委員会)

第7条 第3条に規定する事業を推進するため、運営委員会の下に実行委員会を置き、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 体育系から選出された大学教員 若干人
  - (2) 第9条に規定する事務を担当する部室等から選出された者 各1人
  - (3) その他運営委員会の委員長が指名する者 若干人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(専門委員)

第 8 条 実行委員会に、第 3 条に規定する事業の専門的な事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、アソシエーションを担当する副学長が指名又は委嘱する。

3 専門委員は、当該調査検討が終了したときは、退任する。

(事務)

第 9 条 アソシエーションに関する事務は、次のとおりとする。

(1) 学生部は、各事業の推進に係る統括及び調整を行う。

(2) 第 3 条に規定する各事業の推進に関連する部室等が担当する。

(雑則)

第 10 条 この法人規程に定めるもののほか、アソシエーションの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成 23 年 6 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平 24. 3. 29 法人規程 26 号)

この法人規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。